

名古屋市公報	令和 3年 3月10日 第93号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長	

目次 ページ

告 示

○ 建築物に関する中間検査の特定工程等の指定の一部改正について	(住都・建築審査課)	(第94号)	3
○ 家賃算定に関わる利便性係数について	(住都・住宅管理課)	(第95号)	4
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第96号)	9
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第97号)	12
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第98号)	13
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第99号)	14
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第100号)	15
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第101号)	16
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第102号)	17
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第103号)	19
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第104号)	21
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第105号)	23
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第106号)	25
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第107号)	27
○ 名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託	(緑土・農業センター)	(第108号)	29
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第109号)	30
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第110号)	31
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第111号)	32
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第112号)	33
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(観光・名古屋城総合事務所)	(第113号)	34

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- | | | |
|--------------------|-------|----|
| ○ 各種直接請求等に必要な数について | (第2号) | 36 |
|--------------------|-------|----|
-

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

- | | | |
|---|-------|----|
| ○ 名古屋市議会議員選挙公報発行規程及び名古屋市長選挙公報発行規程の一部を改正する規程 | (第1号) | 38 |
|---|-------|----|
-

公 告

- | | | |
|---|--|----|
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告
(経済・地域商業課) | | 44 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告
(経済・地域商業課) | | 47 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告
(経済・地域商業課) | | 50 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告
(経済・地域商業課) | | 52 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告
(経済・地域商業課) | | 55 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告
(経済・地域商業課) | | 58 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告
(経済・地域商業課) | | 62 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告
(経済・地域商業課) | | 64 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告
(経済・地域商業課) | | 65 |
-

名古屋市告示第94号

建築物に関する中間検査の特定工程等の指定の一部改正について

平成21年名古屋市告示第57号（建築物に関する中間検査の特定工程等の指定）の一部を次のように改正します。

令和3年3月1日

名古屋市長 河 村 た か し

第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とします。

第5項第2号中「第3項第1号に規定する」を「第2項第1号に規定する」に改め、同項第5号中「第85条第5項の許可を受けた」を「第85条の規定の適用を受ける」に改め、同項を第4項とします。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物については、なお従前の例による。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課

名古屋市告示第95号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 3年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項（第44条第 4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項（第30条第 3項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 3年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
城 北 荘	A棟	101号	0.9348	0.9430	0.9961	110,900円
		102号	0.9348	0.8107	0.9961	95,400円
		106号、 110号 から 112号まで、 202号、 204号、 206号、 210号 から 212号まで、 302号、 304号、 306号、 310号 から 312号まで、	0.9348	0.7984	0.9961	94,100円

		402号、 404号、 406号、 410号 から 412号まで、 502号、 504号、 506号、 510号 から 512号まで、 602号、 604号、 606号、 610号 から 612号まで、 702号、 704号、 706号、 710号 から 712号まで、 802号、 804号、 806号、 810号 から 812号まで、 902号、 904号、 906号、1002号、 1004号及び1006 号				
		107号、 205号、 207号、 305号、 307号、 405号、 407号、 505号、 507号、 605号、 607号、 705号、 707号、 805号、 807号、 905号 及び1005号	0.9348	0.6676	0.9961	78,600円
		108号、 109号、 208号、 209号、	0.9348	0.5800	0.9961	68,200円

	308号、 309号、 408号、 409号、 508号及び 509号				
	113号、 201号、 203号、 213号、 301号、 303号、 313号、 401号、 403号、 413号、 501号、 503号、 513号、 601号、 603号、 613号、 701号、 703号、 713号、 801号、 803号、 813号、 901号、 903号、 1001号及び1003号	0.9348	0.9507	0.9961	111,800円
	608号、 708号 及び 808号	0.9348	1.1784	0.9961	138,500円
B棟	101号	0.9348	0.9430	0.9961	107,800円
	102号	0.9348	0.7984	0.9961	91,300円
	104号、 105号、 202号から 205号まで、 212号、 213号、 302号 から 305号まで、 312号、 313号、 402号から 404号まで、 412号、	0.9348	0.7984	0.9961	91,300円

		413号、 502号 から 505号まで、 512号、 513号、 602号から 605 号まで、 612号、 613号、 702号 から 705号まで、 712号、 713号、 802号から 805 号まで、 812号、 813号、 902号 から 905号まで、 912号及び 913 号				
		106号、 201号、 206号、 209号、 211号、 301号、 306号、 309号、 311号、 401号、 406号、 411号、 501号、 506号、 509号、 511号、 601号、 606号、 609号、 611号、 701号、 706号、 709号、 711号、 801号、 806号、 809号、 811号、 901号、 906号 及び 911号	0.9348	0.9507	0.9961	108,700円

	107号、 108号、 110号、 207号、 208号、 210号、 307号、 308号、 310号、 407号、 410号、 507号、 508号、 510号、 607号、 608号、 610号、 707号、 708号、 710号、 807号、 808号、 810号、 907号、 908号及び 910 号	0.9348	0.6676	0.9961	76,300円
	103号及び 405 号	0.9348	0.7984	0.9961	90,700円
	109号、 409号 及び 909号	0.9348	0.9507	0.9961	107,800円
	408号	0.9348	0.6676	0.9961	75,700円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第96号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年3月2日

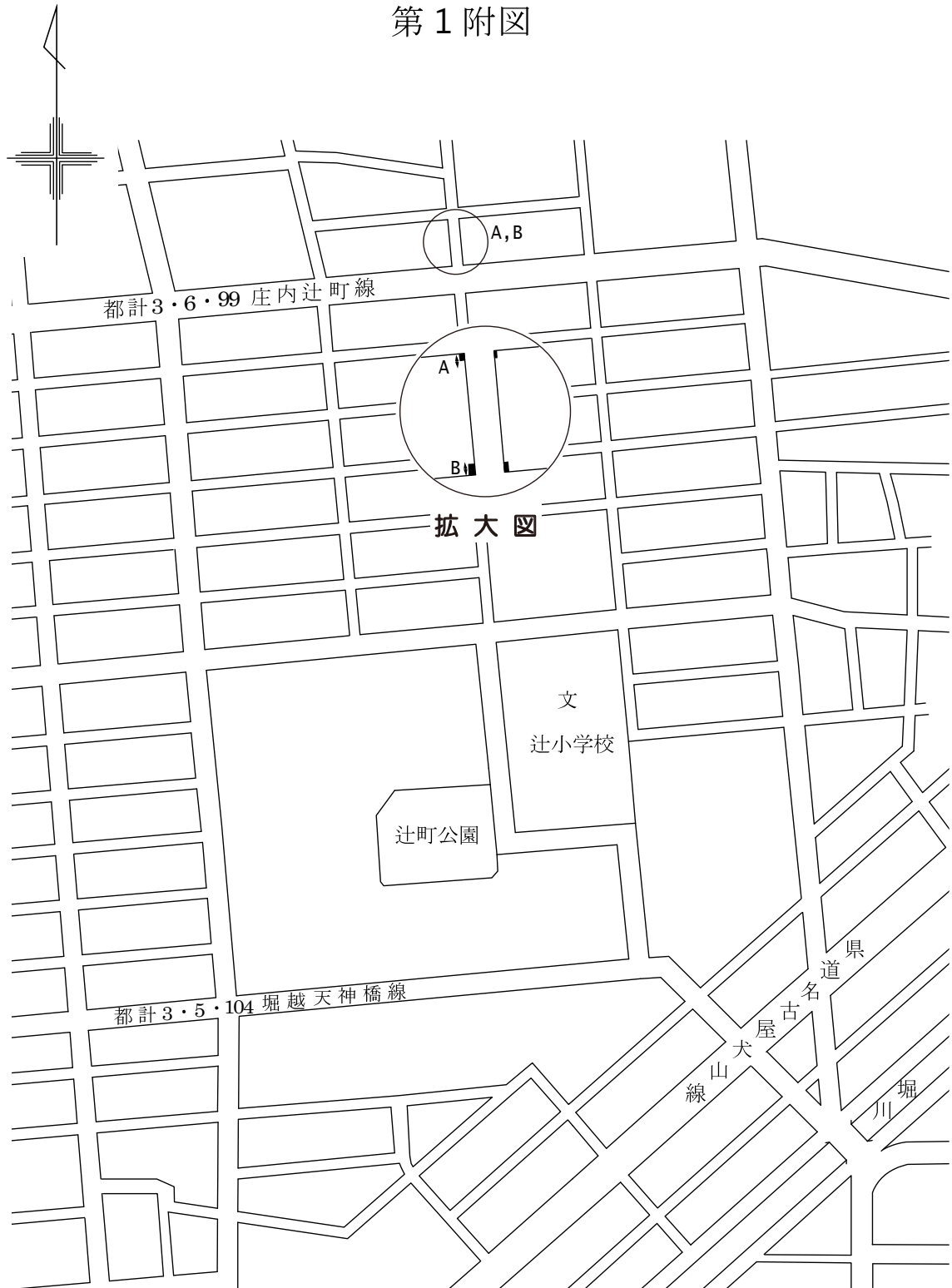
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	日進安井町線	名古屋市北区安井四丁目 1814番の1地先から	前	0.001	10.00	第 1 図 附 図
			名古屋市北区安井四丁目 1814番の1地先まで	後	0.001	7.73	
	B		名古屋市北区安井四丁目 1814番の5地先から	前	0.003	11.35	
			名古屋市北区安井四丁目 1814番の5地先まで	後	0.003	7.72	
	A	敷田大久伝線第4号	名古屋市緑区鳴海町字米塚 24番の4地先から	前	0.041	16.00 ～ 34.76	第 2 図 附 図
			名古屋市緑区鳴海町字米塚 11番の172地先まで	後	0.041	23.92 ～ 40.81	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例

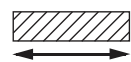


区域変更により廃道する
部分

第 2 附図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

名古屋市告示第97号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和 3年 3月13日（土）及び同月14日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第98号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和 3年 3月17日（水）及び同年 4月21日（水）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 4時30分まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第99号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和 3年 3月28日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8 時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 100号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 供用時間を変更する日

令和 3年 3月14日

2 有料公園施設の名称及び変更後の供用時間

有料公園施設 の名称	変更後の供用時間
駐車場（白川 公園）	午後 3時から午後 9時まで
白川前駐車場 （若宮大通公 園）	午前 0時から午前 8時まで及び午後 3時から午後12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては、午前 7時から午前 8時まで及び午後 3時から午後 9時まで）。ただし、入庫の取扱い時間は、午後 3時から午後 9時まで、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時まで及び午後 3時から午後 9時までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 101号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
今枝 美有紀 名古屋市中川区下之一色町中ノ切 6番地の 8
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
若松 喜三夫 名古屋市中川区富永二丁目 127番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区水里三丁目 148番、畑、275.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 3年 3月10日から令和 6年 3月 9日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
0平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 1人
 - (3) 農機具の保有状況
鍬： 1、スコップ： 2

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 102号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
水口 徹朗 名古屋市港区東蟹田2024番地 ドミール服部 B棟 101号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
岩間 美里 愛西市佐屋町道西 152番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区福島一丁目18番、畑、235.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 3年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで
 - (4) 借賃 年額10,000円
 - (5) (4)の支払方法 毎年 4月 1日までに現金支払
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
0平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 100日、農業従事者： 1人
 - (3) 農機具の保有状況

くわ： 2、耕運機： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 103号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
山田 義和 名古屋市中川区富永二丁目 240番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区水里四丁目 174番、畑、1,155.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 3年 3月10日から令和 6年 3月 9日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
9,729.00平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者：15人
 - (3) 農機具の保有状況
トラクター： 2、田植機： 3、管理機： 2、コンバイン： 2
軽トラック： 1、草刈機： 3

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 104号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
市野 永治 名古屋市中川区供米田三丁目2611番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区富田町大字供米田字辰新田1346番、田、115.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 田として利用
 - (3) 存続期間 令和 3年 3月10日から令和13年 3月 9日まで
 - (4) 借賃 年額 928円
 - (5) (4)の支払方法 毎年 3月末日までに口座振込
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
9,729.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者：15人

(3) 農機具の保有状況

トラクター： 2、田植機： 3、管理機： 2、コンバイン： 2

軽トラック： 1、草刈機： 3

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 105号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2

2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

鬼頭 正彦 名古屋市中川区戸田二丁目 335番地

3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積(㎡)
中川区富永四丁目	170番 1	田	64.00
中川区富永四丁目	170番 2	田	428.00
中川区富永四丁目	170番 3	田	392.00
中川区富永四丁目	171番	田	886.00
中川区富永四丁目	172番	田	886.00
中川区富永四丁目	173番	田	886.00
中川区富永四丁目	176番	田	148.00
中川区富永四丁目	177番	田	148.00
中川区富永四丁目	178番	田	148.00

4 設定する利用権

(1) 種類 賃借権

(2) 内容 田として利用

(3) 存続期間 令和 3年 5月 1日から令和 6年 4月30日まで

(4) 借賃 年額38,568円

(5) (4)の支払方法 毎年 3月末日までに口座振込

5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況

(1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積

9,729.00平方メートル

(2) 農作業従事者の状況

農業従事日数： 240日、農業従事者：15人

(3) 農機具の保有状況

トラクター： 2、田植機： 3、管理機： 2、コンバイン： 2

軽トラック： 1、草刈機： 3

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 106号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
鬼頭 紀子 名古屋市中川区戸田二丁目 335番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区富永四丁目 179番、田、148.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 田として利用
 - (3) 存続期間 令和 3年 5月 1日から令和 6年 4月30日まで
 - (4) 借賃 年額 1,432円
 - (5) (4)の支払方法 毎年 3月末日までに口座振込
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
9,729.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者：15人
 - (3) 農機具の保有状況

トラクター： 2、田植機： 3、管理機： 2、コンバイン： 2

軽トラック： 1、草刈機： 3

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 107号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
風岡 昌樹 神奈川県横浜市都筑区北山田 7丁目 4番 1ー 101号
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区水里二丁目95番、田、417.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 田として利用
 - (3) 存続期間 令和 3年 5月 1日から令和 6年 4月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
9,729.00平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者：15人
 - (3) 農機具の保有状況
トラクター： 2、田植機： 3、管理機： 2、コンバイン： 2
軽トラック： 1、草刈機： 3

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 108号

名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務を、次のように委託しました。

令和 3年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
公益財団法人名古屋市みどりの協会
理事長 二神 望

2 委託した期間

令和 3年 2月17日から同年 3月31日までのうち名古屋市農業センター条例
施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条に規定する市長が指定す
る期間

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 109号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市中川区玉船町 1丁目 1番 3の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 ^ひ砒素及びその化合物
 ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 110号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、平成30年名古屋市告示第 626号及び令和 2年名古屋市告示第 656号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 3年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市守山区大字中志段味字下定納80番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物（土壤溶出量基準）
鉛及びその化合物（土壤含有量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 111号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 3年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中区丸の内三丁目 301番の一部

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

盛土

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 112号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区宝神四丁目2501番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 113号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

令和 3年 3月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

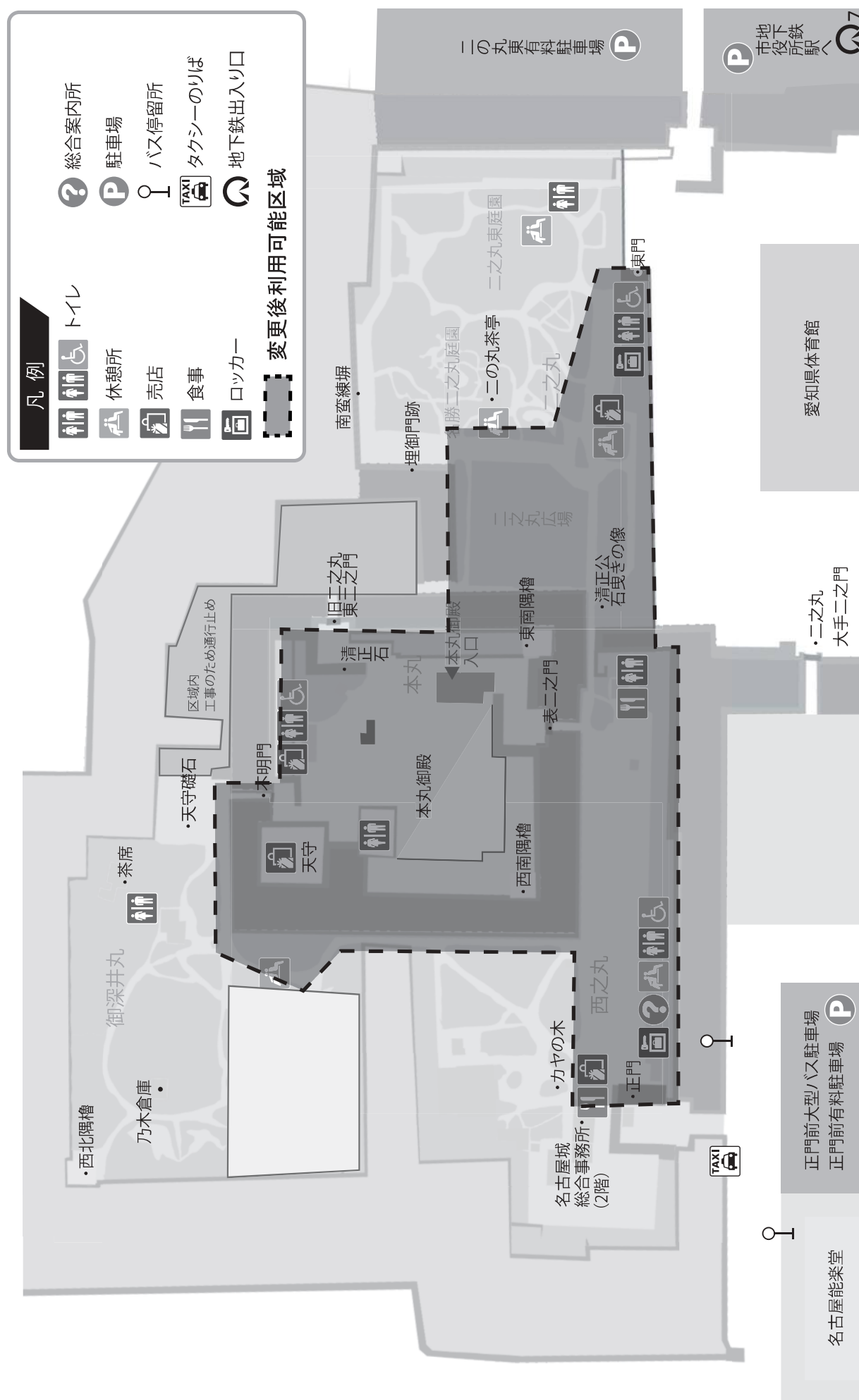
令和 3年 3月26日から同年 4月 4日まで及び令和 3年 4月 6日から同年 4月11日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 7時30分まで」に変更します。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更時間のうち午後 5時30分から午後 7時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(別図) 変更後利用区域図



名古屋市選挙管理委員会告示第2号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和3年3月4日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,781 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,129 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,684 人	熱 田 区	18,275 人
東 区	22,250 人	中 川 区	60,372 人
北 区	45,654 人	港 区	38,867 人
西 区	40,937 人	南 区	37,511 人
中 村 区	37,798 人	守 山 区	47,421 人
中 区	24,162 人	緑 区	66,806 人
昭 和 区	28,637 人	名 東 区	43,587 人
瑞 穂 区	29,990 人	天 白 区	43,728 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

314,838 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市議会議員選挙公報発行規程及び名古屋市長選挙公報発行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号

名古屋市議会議員選挙公報発行規程及び名古屋市長選挙公報発行
規程の一部を改正する規程

(名古屋市議会議員選挙公報発行規程の一部改正)

第 1 条 名古屋市議会議員選挙公報発行規程（昭和58年名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「正副 2 通を具し」を「を添付し」に改める。

第 4 条第 2 項中「手札型、」を削り、「2 葉」を「2 枚」に、「添えて」を「添付して」に改め、同条第 3 項中「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定による写真の提出は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。この場合において、前項の規定の適用については、前項中「掲載する写真（上半身脱帽）2 枚を、その裏面に所属

党派、氏名を記載して」とあるのは「掲載する写真（上半身脱帽）を」とする。

第5条第1項中「原稿用紙」の次に「（電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加え、「黒色（白ぬきを含む。）」を「無彩色」に改め、「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、同条第2項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第5項中「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第6条中「条例第2条」の次に「第2項」を加える。

第8条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別記第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（選挙公報掲載申請書様式）

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

年 月 日

（あて先）

名古屋市選挙管理委員会

委員長 氏 名

候補者 住 所

氏 名

年 月 日執行の名古屋市議会議員選挙の選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けたいので、名古屋市議会議員選挙公報発行条例第 2 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 掲載文別添のとおり
- 2 候補者の L 判大（縦12.7cm×横8.9cm）、上半身脱帽の写真2枚を添付する。
- 3 候補者としての届出年月日 年 月 日
- 4 連絡場所及び電話番号

備考 1 この申請は、指定期日の午後 5 時までにする。

2 掲載文及び写真は、電磁的記録により提出することができる。

「
正 「
別記第 2 号様式中 ・ 及び ㊦ を削り、同様式中備考を削る。
副 」

「
別記第 3 号様式中 ㊦ を削り、同様式備考第 1 項中「正副 2 通」を削
る。」

(名古屋市長選挙公報発行規程の一部改正)

第 2 条 名古屋市長選挙公報発行規程（昭和31年名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「具し」を「添付し」に改める。

第 4 条第 2 項中「手札型、」を削り、「2 葉」を「2 枚」に、「添えて」を「添付して」に改め、同条第 3 項中「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定による写真の提出は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。この場合において、前項の規定の適用については、前項中「掲載する写真（上半身脱帽）2 枚を、その裏面に所属党派、氏名を記載して」とあるのは「掲載する写真（上半身脱帽）を」とする。

第 5 条第 1 項中「原稿用紙」の次に「（電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加え、「黒色（白ぬきを含む。）」を「無彩色」に改め、「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、同条第 2 項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第 5 項中「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第 8 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

別記第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（選挙公報掲載申請書様式）

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

年 月 日

（あて先）

名古屋市選挙管理委員会

委員長 氏 名

候補者 住 所

氏 名

年 月 日執行の名古屋市長選挙の選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けたいので、名古屋市長選挙公報発行条例第 3 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 掲載文別添のとおり
- 2 候補者の L 判大（縦12.7cm×横8.9cm）、上半身脱帽の写真2枚を添付する。
- 3 候補者としての届出年月日 年 月 日
- 4 連絡場所及び電話番号

備考 1 この申請は、指定期日の午後 5 時までにする。

2 掲載文及び写真は、電磁的記録により提出することができる。

「
正 「
別記第 2 号様式中 ・ 及び ㊟ を削り、同様式中備考を削る。
副 」
」

「
別記第 3 号様式中 ㊟ を削り、同様式備考第 1 項中「正副 2 通」を削
る。
」

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市議会議員選挙公報発行規程及び名古屋市長選挙公報発行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン高針店

名古屋市名東区高針原二丁目1601番 ほか13筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島市中区紙屋町二丁目 1番18号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島市中区紙屋町二丁目 1番18号
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3年10月16日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,247平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

219台

(2) 駐輪場の収容台数

148台

(3) 荷さばき施設の面積

94.6平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

52.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株エディオン	午前 9時00分	午後 9時00分
未定	午前 9時00分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後 9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 3年 2月 15日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

名東区役所情報コーナー、千種区役所情報コーナー及び天白区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月 1日から同年 7月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 7月 1日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）トライアル港区秋葉店

名古屋市港区名古屋都市計画事業茶屋新田土地地区画整理事業 第81街区

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)トライアルカ ンパニー	代表取締役 石橋 亮太	福岡市東区多の津一丁目12番 2号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)トライアルカ ンパニー	代表取締役 石橋 亮太	福岡市東区多の津一丁目12番 2号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3年10月10日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,262平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

220台

(2) 駐輪場の収容台数

150台

(3) 荷さばき施設の面積

168平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

27.0立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)トライアルカンパニー	午前 0時00分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 0時00分から午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 3年 2月 9日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月 1日から同年 7月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 7月 1日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミュキモール

名古屋市西区庄内通 1丁目40番地

2 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積	
	変更前	変更後
建物北側 A 荷さばき施設	396㎡	変更なし
建物南側 B 荷さばき施設	—	58㎡
計	396㎡	454㎡

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
建物北側 A 荷さばき施設	午前 6時00分から 午後 9時00分まで	変更なし
建物南側 B 荷さばき施設	—	午前 6時00分から 午後 9時00分まで

3 変更の日

令和 3年10月13日

4 変更しようとする理由

新たに荷さばき施設を設置するため

5 届出の日

令和 3年 2月12日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

西区役所情報コーナー及び北区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月 1日から同年 7月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 7月 1日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー戸田店

名古屋市中川区富田町大字戸田字上柳瀬 6番 ほか 122筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
三菱UFJ信託銀行(株)	代表取締役 若林 辰雄	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	変更なし	代表取締役 長島 巖	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
1	(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町180番地の1	変更なし	変更なし	岐阜県多治見市大針町661番地の1
2	(株)いまじん白揚	代表取締役 林 昭宏	愛知県西春日井郡豊山町豊場神戸100番地	変更なし	代表取締役 重野 美信	愛知県春日井市勝川町六丁目140番地

3	(株)ジャック コーポレー ション	代表取締役 村谷 淳	石川県金沢 市久安 2丁 目 335番地	変更なし	代表取締役 金子 崇史	石川県金沢 市戸板西一 丁目 155番 地
4	(株)パーパス	代表取締役 天野 隆之	名古屋市緑 区徳重五丁 目 201番地	—	—	—
5	—	—	—	(株)サムデイ	代表取締役 金山 昌旺	岐阜県美濃 加茂市清水 町一丁目 4 番15号
6	—	—	—	シャペルパー トナーシップ サービス(株)	代表取締役 片岡 春樹	愛知県春日 井市桃山町 三丁目 105 番地

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 2年 4月 1日
- (2) No. 1の小売業者については、平成27年10月 1日
- (3) No. 2の小売業者の代表者については、平成31年 4月 1日
- (4) No. 2の小売業者の住所については、平成31年 1月28日
- (5) No. 3の小売業者の代表者については、平成29年 3月 1日
- (6) No. 3の小売業者の住所については、令和 2年10月 1日
- (7) No. 4の小売業者については、平成29年 2月28日
- (8) No. 5の小売業者については、令和元年 6月18日
- (9) No. 6の小売業者については、平成24年 2月18日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、住所変更のため
- (3) No. 2及びNo. 3の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (4) No. 4の小売業者については、退店のため
- (5) No. 5及びNo. 6の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 3年 2月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月 2日から同年 7月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 7月 2日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー戸田店

名古屋市中川区富田町大字戸田字上柳瀬 6番 ほか 122筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物東側第 1駐車場	37台	変更なし
建物北側第 2駐車場	34台	8台
建物敷地東側第 3駐車場	56台	変更なし
建物敷地東側第 4駐車場	58台	変更なし
建物敷地北東側第 5駐車場	135台	変更なし
建物敷地北東側第 6駐車場	165台	65台
建物敷地東側第 7駐車場	87台	17台
建物敷地北東側第 8駐車場	47台	—
建物敷地北東側第 9駐車場	28台	—
建物敷地北東側第10駐車場	17台	—
屋上駐車場	174台	変更なし
計	838台	550台

駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	8箇所	6箇所
出口	10箇所	6箇所
出入口	5箇所	3箇所
計	23箇所	15箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 3年10月17日

4 変更しようとする理由

利用実績に見合った運営とするため

5 届出の日

令和 3年 2月16日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月 2日から同年 7月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3 年 7 月 2 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール新瑞橋

名古屋市南区菊住一丁目 601番 1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	㈱アダストリアホールディングス	代表取締役 福田 三千男	東京都中央区八重洲二丁目 7番 2号	—	—	—	令和2年1月26日
2	㈱クリード	代表取締役 中 利行	東京都世田谷区大原一丁目51番 4号	—	—	—	令和元年10月31日
3	㈱スタイルフォース	代表取締役 長元 明	神戸市中央区港島中町六丁目 8番 1	—	—	—	令和元年10月31日
4	東京シャツ(株)	代表取締役 五十部 雅昭	東京都台東区駒形 1丁目 3番16号	—	—	—	令和2年1月31日

5	(株)ムーンスター	代表取締役 猪山 渡	福岡県久留米市白山町60番地	—	—	—	令和2年8月30日
6	フランス総合医療(株)	代表取締役 杉木 和彦	東京都千代田区平河町1丁目8番8号	—	—	—	平成31年1月31日
7	(株)ヒマラヤ	代表取締役 後藤 達也	岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号	—	—	—	令和3年2月14日
8	(株)L a n d s c a p e	代表取締役 藤間 英光	東京都港区北青山三丁目5番8号	—	—	—	平成31年3月3日
9	(株)オルケス	代表取締役 池内 清和	東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号	—	—	—	平成26年9月5日
10	(株)アイジーエー	代表取締役 五十嵐 昭順	東京都江東区豊洲五丁目5番13号	—	—	—	平成26年5月20日
11	(株)デラキュート	代表取締役 塚本 利弘	名古屋市緑区鶴が沢一丁目301番	—	—	—	平成26年4月14日
12	—	—	—	(株)a d a p t r e t a i l i n g	代表取締役 佐藤 卓生	東京都港区港南三丁目4番27号	令和2年2月26日
13	—	—	—	(株)グローバルセレクション	代表取締役 森崎 崇	福岡市城南区茶山一丁目1番2号	令和2年2月28日
14	—	—	—	(株)ラ・フォーンテーヌ	代表取締役 富沢 チェコ	東京都渋谷区神宮前三丁目38番11号	令和2年4月1日
15	—	—	—	(株)キャプテン	代表取締役 篠田 達幸	名古屋市中区錦一丁目6番34号	令和2年11月20日
16	—	—	—	インプルーブ(有)	代表取締役 森田 正孝	愛知県豊橋市前田町二丁目9番地8	令和2年2月7日

17	—	—	—	株共和フーズ	代表取締役 櫻井 紀幸	名古屋市名 東区猪高台 二丁目 113 番地	令和 2年 8月 12日
----	---	---	---	--------	----------------	---------------------------------	-----------------------

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.11の小売業者については、退店のため
- (2) No.12からNo.17の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 3年 2月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月 4日から同年 7月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 7月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール名古屋みなと

名古屋市港区品川町 2丁目 1番 6 ほか 9筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市港区品川町 2丁目 1番 6 外 9筆	名古屋市港区品川町 2丁目 1番 6 ほか 9筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
品川リフラク トリーズ (株)	代表取締役 清水 芳彦	東京都千代 田区大手町 二丁目 2番 1号	変更なし	代表取締役 岡 弘	変更なし

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、令和 3年 2月17日

(2) 設置者については、平成30年 6月28日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 3年 2月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月 4日から同年 7月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 7月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール名古屋みなど
名古屋市港区品川町 2丁目 1番 6 ほか 9筆
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
48,650平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
令和 3年 3月 1日
- 5 廃止する理由
店舗建替えのため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー志段味西店

名古屋市守山区下志段味特定土地区画整理地内89街区

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
芙蓉総合リース(株)	代表取締役 辻田 泰徳	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	変更なし	変更なし	東京都千代田区麹町五丁目1番地1

3 変更の日

令和 2年 6月 1日

4 変更した理由

住所変更のため

5 届出の日

令和 3年 2月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 3月 4日から同年 7月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 7月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課